



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 5月24日金曜日 第1358号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則..... 635  
保育士試験規則の一部を改正する規則..... 635

## 告 示

医療機関の指定..... 637  
指定医療機関の休止の届出..... 637  
指定医療機関の廃止の届出..... 637  
解除予定保安林にする旨の通知..... 637  
解除予定保安林..... 637  
開発行為に関する工事の完了..... 638

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定..... 638  
不在者投票のできる施設の指定の取消し..... 638

## 雑 報

裁決手続開始の決定の公告（2件）..... 638

---

## 規 則

---

### ○愛媛県規則第44号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表 1 9の項ウ中「179,000円」を「189,000円」に、「143,200円」を「151,200円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

---

### ○愛媛県規則第45号

保育士試験規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年 5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 保育士試験規則の一部を改正する規則

保育士試験規則（昭和24年愛媛県規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第 1号を次のように改める。

## 様式第1号(第1条、附則第2項関係)

保育士試験受験申請書				年 月 日		受験番号		写 真			
愛媛県知事 殿				愛媛県収入証紙ちよう付欄 (消印は、しないこと。)				〔上半身像無帽のもので6 箇月以内に撮影したもの 。裏面に撮影年月日及び 氏名を記入すること。〕			
ふりがな	生年月日		年 月 日 ( 歳 )	男・女	保育士試験受験科目免除願 一部科目に合格しておりますので(一部科目を厚生労働大臣 の指定する学校(施設)で専修しておりますので)、次のと おり科目の受験を免除してください。				今回受験する科目 (一部科目受験の場 合は、科目名欄の 番号を で囲むこ と。)		
氏 名											
本 籍 地 (都道府県名)											
現 住 所	〒 -		電話 ( )		科 目 名	証 明 書 番 号	合 格 又 は 専 修 年 月 日	合 格 都 道 府 県 名 又 は 専 修 学 校 ( 施 設 ) 名	科 目 名		
上記以外の 連絡先 (勤務先等)			電話 ( )			号	・ ・		1 社 会 福 祉		
最 終 学 歴	在 学 期 間	修 業 年 限	卒 業 ・ 中 退 ・ 在 学 の 別	学 校 名	所 在 地 ( 都 道 府 県 名 )	号	・ ・		2 児 童 福 祉		
	年 月 から 年 月 まで	年	卒 ・ 中 ・ 在			号	・ ・		3 発 達 心 理 学 及 び 精 神 保 健		
						号	・ ・		4 小 児 保 健		
職 歴 ( 受 験 資 格 に 関 す る も の を 記 入 す る こ と 。 )						号	・ ・		5 小 児 栄 養		
勤 務 先	所 在 地	勤 務 期 間	職 務 内 容		号	・ ・			6 保 育 原 理		
		年 月 日 から 年 月 日 まで		保 育 実 習 ( 実 地 ) 受 験 分 野 ( 今 回 受 験 す る 分 野 を 2 つ 選 択 し 、 そ の 番 号 を で 囲 む こ と 。 )							
		年 月 日 から 年 月 日 まで		分 野 名							
				1							
				2							
				3							
注1 印欄は、記入しないこと。 注2 次の書類を添付すること。 (1) 住民票の写し (2) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第40条各号のいずれかに該当することを証明する書面 (3) 科目の受験の免除を受けようとする者にあつては、児童福祉法施行規則第41条の2第1項又は第2項に 該当することを証明する書面				点 検 欄	住民票 の写し	資 格	証 明 書	証 紙	写 真	封 筒	確 認
				全 科 目							
				一 部 科 目 合 格 者							

様式第2号中「受験場所及び日時を  
時間割」  
「保育実習(実地)を除く科目の試験の期日、科目、時間及び場所

期 日	科 目	時 間	場 所

保育実習(実地)の試験の日時、分野及び場所

日 時	分 野	場 所

に改め、同様式注意事項中3を削り、4を3とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1055号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成14年5月24日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	指 定 年 月 日
テイクえくび薬局	有限会社 テイク・デイス ペンサリー	伊予郡松前町恵久美718番地5	平成 14.4.1
サンデンタルクリニック	高橋 耕 三	東予市周布599番1	平成 14.4.1
医療法人 胃腸科内科松村クリニック	医療法人 胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋二丁目1-1	平成 14.1.1
林田歯科医院	伊 藤 和 美	新居浜市沢津町二丁目10-21	平成 14.1.1
近見調剤薬局	有限会社 薬 商	今治市石井町四丁目6-25	平成 14.4.1
波止浜内科・外科	医療法人 波止浜内科・外科	今治市地堀五丁目2-1	平成 13.12.1
さつき薬局	清 水 貴 行	南宇和郡御荘町平城3562	平成 14.5.1
美川村歯科診療所	保 田 國 雄	上浮穴郡美川村上黒岩2924番地1	平成 14.4.1
森岡 歯 科	森 岡 透	越智郡大西町脇甲829-1	平成 14.5.1
わたなべハートクリニック	渡 邊 潤	宇和島市朝日町三丁目1の6	平成 14.5.1
岩倉歯科医院	岩 倉 晋 一	北条市河原255番地	平成 14.4.15

○愛媛県告示第1056号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように休止した旨の届出があった。

平成14年5月24日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	休 止 年 月 日
三崎町国民健康保険三崎診療所	三 崎 町	西宇和郡三崎町三崎692番地	平成 14.4.1

○愛媛県告示第1057号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成14年5月24日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名又は名称	所在地	廃 止 年 月 日
胃腸科内科松村クリニック	松 村 恭 司	新居浜市中筋町二丁目1-1	平成 14.1.1
林田歯科医院	林 田 史 江	新居浜市沢津町二丁目10-21	平成 14.1.1
波止浜内科・外科	國 延 益 弘	今治市地堀五丁目2-1	平成 13.12.1
そうごう薬局別子店	総合メディカル株式会社	新居浜市新田町二丁目2-9	平成 14.3.1
水島外科病院	水 島 正 俊	今治市北日吉町一丁目7-43	平成 14.4.1
ウチマス薬局中央店	内 舂 富 男	宇和島市中央町一丁目3-12	平成 14.4.1
高橋歯科医院	高 橋 勲	温泉郡重信町横河原1309	平成 14.4.1
美川村歯科診療所	保 田 國 雄	上浮穴郡美川村上黒岩2924番地	平成 14.4.1
岩倉歯科医院	岩 倉 晋 一	北条市河原329-1	平成 14.4.15

○愛媛県告示第1058号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年5月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
南宇和郡一本松町正木2976の7、2976の8
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第1059号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成14年5月24日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除予定保安林の所在場所  
越智郡岩城村5941の3
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

○愛媛県告示第1060号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。  
平成14年 5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
三土（開）第8号 平成14年 4月19日	川之江市金生町山田井字敷開キ1240番1、1241番1、1248番1及び1248番2	川之江市川之江町2529番地の222 やまと印刷株式会社 代表取締役 石 川 嘉 治
西局丹土（開）第2号 平成14年 5月2日	東予市玉之江31番1	新居浜市萩生1620番地の66 金 坂 利 彦
西局丹土（開）第3号 平成14年 5月2日	周桑郡小松町大字新屋敷中之坪甲1994番1、甲1994番2、甲1995番、甲2049番2、甲2049番6、甲2053番3及び甲2054番1並びに同郡同町大字新屋敷新宮畑甲3137番1、甲3137番2、甲3137番3及び甲3138番4	周桑郡小松町大字新屋敷甲2054番地 株式会社 あじふく 代表取締役 黒 川 由紀也
松局伊土検（開）第8号 平成14年 5月2日	伊予郡松前町大字鶴吉字禅門田450番1	松山市土居田町826番地 佐 伯 孝 雄
松局伊土検（開）第9号 平成14年 5月13日	伊予郡松前町大字西古泉字小鯛223番5	伊予郡松前町大字西古泉373番地5 中 武 榮
松局伊土検（開）第10号 平成14年 5月13日	伊予郡松前町大字西古泉字寿420番1及び420番7	伊予郡松前町大字筒井290番地1 光 田 敏 弘
松局伊土検（開）第11号 平成14年 5月13日	伊予郡松前町大字神崎字向井377番1	松山市西垣生町667番地 高 市 浩 二

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成14年 5月24日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
養護老人ホーム	長浜町養護老人ホームさくら苑	喜多郡長浜町大字柴甲1402-3

○愛媛県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第3項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、次の施設についてその指定を取り消した。

平成14年 5月24日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 藤 山 薫

施設の種類	施設の名称	所在地
養護老人ホーム	長浜町養護老人ホーム白山園	喜多郡長浜町大字白滝甲669

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年 5月14日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年 5月24日

愛媛県収用委員会  
会長 村 田 建 一

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類

一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市岸の上二丁目地内から同県同市寿町地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在 地 番	地 目		面 積			受 付 年 月 日 受 付 番 号		種 類		
		公 簿	現 況	公 簿 ( <sup>m</sup> )	実 測 ( <sup>m</sup> )	収用及び使用しよう とする土地の実測( <sup>m</sup> )					
収 用	愛媛県新居浜市星原町 甲4499番2	墓地	墓地	23	49	23	32.78	不明。 ただし、土地登記簿表題部所有者 亡 藤田 豊太郎			物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田 豊助 法定相続人 藤田 若美 外6名（別紙のとおり）
使 用	愛媛県新居浜市星原町 甲4499番2	墓地	墓地	23	49	23	1.93	不明。 ただし、土地登記簿表題部所有者 亡 藤田 豊太郎			物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田 豊助 法定相続人 藤田 若美 外6名（別紙のとおり）

（別紙）

- 物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田豊助 法定相続人  
愛媛県新居浜市篠場町9番31号  
（法定持分7分の1） 藤田 若美  
物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田豊助 法定相続人  
愛媛県新居浜市星原町5番45号  
（法定持分7分の1） 藤田 清美  
物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田豊助 法定相続人  
愛媛県新居浜市垣生六丁目9番37号  
（法定持分7分の1） 菰田 アサ子  
物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田豊助 法定相続人  
愛媛県宇摩郡土居町大字野田甲1501番地の2  
（法定持分7分の1） 山崎 月子  
物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田豊助 法定相続人  
愛媛県新居浜市下泉町一丁目16番39号  
（法定持分7分の1） 鴨田 利子  
物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田豊助 法定相続人  
愛媛県松山市岩崎町二丁目12番20号  
（法定持分7分の1） 越智 清子  
物件所有者及び永代使用権者 亡 藤田豊助 法定相続人  
住所不明（ただし、最後の本籍 愛媛県新居浜市泉川甲4474）  
（法定持分7分の1） 藤田 久子

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成14年5月14日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成14年5月24日

愛媛県収用委員会  
会長 村 田 建 一

- 1 起業者の名称  
国土交通大臣
- 2 事業の種類  
一般国道11号改築工事（新居浜バイパス・愛媛県新居浜市岸の上二丁目地内から同県同市寿町地内まで）並びにこれに伴う市道、農業用道路及び農業用水路付替工事並びにこれらに伴う附帯工事
- 3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

収用使用 の区分	不 動 産 ( 土 地 ) の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
	所 在	地 番	地 目		面 積		取用及び使用しようとする土地の実測 <sup>(㎡)</sup>		受付年月日	種 類	
			公 簿	現 況	公 簿 <sup>(㎡)</sup>	実 測 <sup>(㎡)</sup>					
収 用	愛媛県新居浜市星原町	甲4484番2	墓地	墓地	79	90.06	6.65	不明。ただし、土地登記簿名義人 亡 酒井ケイの判明している法定相続人 本田 森重外2名(別紙1のとおり)			永代使用権者 亡 酒井勘三法定相続人 黒川 きよ子外7名(別紙2のとおり)
使 用	愛媛県新居浜市星原町	甲4484番2	墓地	墓地	79	90.06	3.00	不明。ただし、土地登記簿名義人 亡 酒井ケイの判明している法定相続人 本田 森重外2名(別紙1のとおり)			永代使用権者 亡 酒井勘三法定相続人 黒川 きよ子外7名(別紙2のとおり)

【別紙1】

土地所有者

区 分	相続人 番 号	法定相続持分	氏 名	住 所	摘 要
土地登記簿名義人 亡 酒井ケイ の判明している相続人	1		本 田 森 重	福岡県北九州市小倉北区砂津二丁目8番4号	
	2		伊 藤 正 子	愛媛県新居浜市松の木町4番18号	
	3		岡 部 百合子	愛知県豊川市小田淵町野畔15番地の4 野畔住宅4棟101号	
	4		三 並 一 夫	愛媛県西条市天神1番地の46	
	5		小 野 セツコ	愛媛県西条市朔日市129番地の6	
	6		伊 藤 やへ子	愛媛県新居浜市桜木町6番4号	
	7		越 智 正 勝	住所不明(ただし、最後の住民票上の住所(職権抹消)愛媛県西条市大町1638番地)	
	8		高 橋 君 江	愛媛県新居浜市七宝台町甲298番地の7	
	9		岡 村 フサ子	高知県高知市朝倉東町38番1号	
	10		鈴 木 須美恵	大阪府豊中市熊野町一丁目12番1号	
	11		竹 内 太美栄	愛媛県新居浜市政枝町一丁目3番45号	
	12		久 保 助	愛媛県新居浜市喜光地町二丁目7番44号	
	13		久 保 タカコ	愛媛県新居浜市星原町1番28号	
	14		篠 永 敬 子	愛媛県伊予三島市金子三丁目2番54号	
	15		久 保 悟	愛媛県新居浜市星原町1番28号	
	16		矢 野 富 義	愛媛県新居浜市星原町1番28号	
	17		柳 井 忠 親	愛媛県新居浜市泉宮町2番143号	
	18		十 河 ミヨ子	愛媛県新居浜市新須賀町一丁目1番49号	
	19		新 延 國 親	広島県福山市伊勢丘三丁目11番1号	
	20		久 保 節 子	愛媛県新居浜市中須賀町二丁目1番10号	
	21		白 石 和 子	愛媛県新居浜市庄内町三丁目4番23号	
	22		久 岡 弘 子	愛媛県西条市明屋敷709番地の1	

23		久 保 ハルエ	愛媛県新居浜市星原町15番25号
24		久 保 和 正	愛媛県新居浜市星原町15番25号
25		白 石 了 子	愛媛県新居浜市泉宮町 6 番141号
26		藤 井 重 美	愛媛県新居浜市萩生727番地の 5
27		久 保 順 二	愛媛県新居浜市高津町13番38号

## 【別紙2】

## 永代使用権者

区 分	相続人 番 号	法定相続持分	氏 名	住 所	摘 要
亡 酒井勘三 法定相続人	1	12分の1	黒 川 きよ子	福岡県北九州市戸畑区中原西三丁目3番25号	
	2	12分の1	樋 口 里 江	福岡県直方市大字上新入1913番地の2	
	3	12分の1	玉 田 厚 子	岐阜県揖斐郡池田町池野468番地の2	
	4	6分の1	神 園 仁 美	埼玉県さいたま市辻六丁目10番3号110	
	5	12分の1	神 園 栄 子	福岡県北九州市小倉南区朽網東五丁目23番1 - 111号	
	6	6分の1	熊 谷 昌 子	福岡県遠賀郡遠賀町大字別府3番地の68	
	7	6分の1	黒 川 義 朗	愛知県知多市寺本台三丁目13番地の17	
	8	6分の1	野 田 仁	東京都狛江市和泉本町一丁目36番3 - 604号	

--	--